

## 諮問の概要

### 1 「疾病、傷害及び死因の統計分類」とは

(1) 「疾病、傷害及び死因の統計分類」(以下「本分類」という。)は、公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合の統計基準である。

※「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項)。

(2) 本分類は、世界保健機関(以下「WHO」という。)が定める「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂」(以下「ICD-10」という。)に準拠して作成・変更されており、これにより公的統計の国際比較可能性の向上を図っている。

(3) 本分類は、医学に関する高度に専門的な内容であるため、変更にあたっては、従前から、厚生労働省において、厚生労働省社会保障審議会(統計分科会、統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会)の答申も踏まえて変更内容を取りまとめ、今回の変更案も同様の手順を経ている。

### 2 今回諮問の理由

WHOは、令和2年の新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、同年2月以降、ICD-10における新たなエマージェンシーコード(※)の使用を示した。

令和2年9月までにWHOが示したエマージェンシーコードの追加及び名称変更に対応するため、令和3年4月に、本分類の基本分類表第XXII章特殊目的用コードにおいてコードU06など5項目の名称変更及びコードU08からU49.9まで462項目の追加を行ったところである(令和3年4月19日総務省告示第159号)。

今回諮問は、その後、更にWHOが示したエマージェンシーコードの名称変更に対応して、本分類を一部変更するためのものである。

※エマージェンシーコードとは、将来の緊急的な使用のためにあらかじめICD-10に準備されているコードであり、その使用、名称の取扱い等については、必要に応じWHOより示される。

### 3 変更案の概要

I C D - 10 のエマージェンシーコードの名称変更が W H O から示されたことに伴い、本分類において、基本分類表の第 X X I I 章特殊目的用コードに掲げる 4 つの項目の名称を変更する。

- (1) エマージェンシーコード U 11 及び同 U 11.9 について、「コロナウイルス感染症 2019 に対する予防接種の必要性」等に名称を変更する。
- (2) エマージェンシーコード U 12 及び同 U 12.9 について、「治療上の使用により有害作用を引き起こしたコロナウイルス感染症 2019 ワクチン」等に名称を変更する。

## 疾病、傷害及び死因の統計分類の変更スケジュール

**厚生労働省 社会保障審議会(統計分科会 疾病、傷害及び死因分類部会)**

令和6年2月14日 オンライン開催→告示方針確定

**統計委員会 諮問**

令和6年3月11日

**統計基準部会**

令和6年3月12日(予定)

※本日の審議により統計基準部会への付議が  
決定された場合

**統計委員会 答申**

令和6年4月頃

※以降は統計委員会において4月に答申された場合

官報告示

令和6年5月頃

施行

令和6年6月1日(予定)

# 統計基準の設定

- 公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準
- 総務大臣が、あらかじめ統計委員会の意見を聴いて定めるもの

## 分類に関する統計基準

名称	説明	設定 (最終改定)
(1) 日本標準産業分類	事業所において行われる財及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したもの	昭和24年10月 (令和5年7月)
(2) 疾病, 傷害及び死因の統計分類	ICD (疾病及び関連保健問題に関する国際統計分類) に準拠。統計を疾病、傷害又は死因別に表示するもの。	昭和26年4月 (令和3年4月)
(3) 日本標準職業分類	個人が従事している仕事の類似性に着目して区分し、それを体系的に分類しているもの	昭和35年3月 (平成21年12月)

## 「疾病, 傷害及び死因の統計分類」の構成

### 基本分類表

→人口動態調査、  
患者調査で使用

### 死因分類表

→人口動態調査で使用

### 疾病分類表

→患者調査で使用

## 統計法 (平成19年法律第53号) (抜粋)

### 第二条

9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。

第二十八条 総務大臣は、政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

2 総務大臣は、前項の統計基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かななければならない。

これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

# ICD（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）とは

## International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems

### 疾病及び関連保健問題の国際統計分類

- WHO（世界保健機関）の勧告により、国際的に統一した基準で定められた死因及び疾病の分類。現行のICD-10は約14,000項目より構成。
- 1900年（明治33年）に初めて国際会議で承認。日本も同年より導入。以降、WHOにおいて約10年ごとに改訂が行われ、ICD-10は1990年にWHO総会において承認され、日本では1995年より適用。
- 日本では、ICDに準拠して「疾病、傷害及び死因の統計分類」を統計法に基づく統計基準として定めており、
  - 公的統計（人口動態統計、患者調査、社会医療診療行為別統計等）
  - 医療機関における診療録の管理等における死因・疾病分類として広く利用。

# ICD（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）とは

世界保健機関（WHO）憲章・分類規則

## □ 世界保健機関憲章

第63条 各加盟国は、その国において発表された保健関係の重要な法律、規則、公の報告及び統計をすみやかにこの機関に通報しなければならない。

第64条 各加盟国は、保健総会が決定した方法によって、統計的及び疫学的報告を提出しなければならない。

## □ 世界保健機関分類規則

第2条 死亡及び疾病統計を作成する各加盟国は、世界保健総会がその都度採択する国際疾病、傷害及び死因統計分類の現行の改訂に基づいて、これを行うものとする。この分類は、引用に際しては、国際疾病分類と称することができる。

第3条 死亡及び疾病統計の作成公表にあたっては、各加盟国は、分類、符号処理、年齢区分、地域区分、その他の関連した定義及び基準について、世界保健総会が作成した勧告に、できる限り従わなければならない。

第6条 各加盟国は、本機関より依頼された場合、憲章第64条の規定に基づき、この規則に従って作成された統計及び憲章第63条の規定により通報されない統計を提出しなければならない。

# ICD（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）とは

## □ 「疾病及び関連保健問題の国際統計分類 第10回改訂（ICD-10）」における新たなエマージェンシーコードの公表内容

新型コロナウイルス感染症に関し、世界保健機関（WHO）より、「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」における取扱いについて、新たにエマージェンシーコード U11 及び U12 の使用が以下のとおり公表された。

U11 Need for immunization against COVID-19

U11.9 Need for immunization against COVID-19, unspecified

U12 COVID-19 vaccines causing adverse effects in therapeutic use

U12.9 COVID-19 vaccines causing adverse effects in therapeutic use, unspecified

<参考> 厚生労働省社会保障審議会による和訳

U11 コロナウイルス感染症2019に対する予防接種の必要性

U11.9 コロナウイルス感染症2019に対する予防接種の必要性, 詳細不明

U12 治療上の使用により有害作用を引き起こしたコロナウイルス感染症2019ワクチン

U12.9 治療上の使用により有害作用を引き起こしたコロナウイルス感染症2019ワクチン, 詳細不明